

2009年（H21年）3月29日（日）

熊本市自治基本条例検討委員会

会長 山口道様

熊本市自治基本条例検討委員会委員

国立大学法人 熊本大学大学院

法曹養成研究科（法科大学院）

教授 林 勝 美

（地方自治法専攻）



熊本市自治基本条例に関する 検討報告（案）に対する意見

標記について、平成21年3月24日付で、熊本市自治基本条例検討委員会会長から、議事録概要とともに、「熊本市自治基本条例に関する検討について（報告）【案】」（以下「報告書案」という。）が、送付され、訂正等があれば3月30日（月）午前10時までに事務局までお知らせくださいとの文言が記載された文書が届きました。

報告書案は、その頁数は、総計75頁で、そのうちの24頁が本文、その余が資料という形で、内容は「1 検討委員会設置要綱、2 検討委員会名簿、3 検討経過、4 参考とした条例案」という順序で整理されております。

報告書案は、本文に入ってすぐに「I 総則 前文」から始まっておりますが、自治基本条例はどのような「コンセプト」のもとに制定されなければならないかという観点から、検討委員会で議論されましたし、また、それに関する文書も提出（林委員提出）されているにもかかわらず、このような根本的な議論の経過が報告書（案）のどこを探しても見受けられません。これでは、主権者である住民が何を基準に判断してよいのか理解不能かと考えます。再考願います。

そこで、以下個別の案件について述べます。

1 「条例の章立て」について

自治基本条例は、「条例の章立て」が重要であることは言うまでもありません。この「条例の章立て」については、いまだ議論の対象になっておらず、結論が出ておりません。いずれにしても、住民から見て、「条例の章立て」をまず住民の方に見ていただくことによって、条例の全体構造を理解していただく必要があると考えます。「条例の章立て」は条例案全文とともに既に、委員会に提出済みであります。委員会として、議論をしなければならないものです。

2 前文について

前文については、結論がでておりません。

会長は、「前文につきましては、条文が出来た後、再度議論するということにさせていただきたいと思います。」（第12回議事録）と述べております。

前文については、討議して結論をださなければなりません。

3 「条例に盛り込むべき項目と内容」について

(1) この実線で囲まれた中に盛り込まれている項目は、正副会長試案で示されましたものであって、委員会での討論によって一致した内容のものではありません。

ここに記載されるべき内容は、議論の結果一致した内容のものでなければなりません。

仮に、正副会長試案をここに記載するというのであれば、「林・西村条例案」を対比してここに記載しなければ、不公平というべきものです。

(2) ここに、このように記載されてしまえば、判断する住民側から見れば、これ以外は議論されなかった、反対意見は出されなかったものととらえてしまいます。すでに、最新の内容で提出した（平成21年2月17日付け）条例案がある訳ですから、この条例案の内容を取り上げられるべきものであります。

4 両論併記について

(1) 条例案として具体的に条文を提出していると言うことは、条例の全体構造を明らかにして、かつ、完結した体系化したものとなっているということです。

このことは、条例化していない、項目だけの正副会長試案と比較して、特別の意味・重みがあるということなのです。

(2) 両論併記の意味は、原理・原則の根本的考え方、自治基本条例のあり方等の対立等

を含んだ対立点を明らかにするためにあるものです。記載しなかったり、省略すべきものではありません。

報告書（案）にはこのような整理がなされておりません。

また、対立点が分かるように、また、それぞれの根拠が分かるように明確に記載していただかなければなりません。

- (3) 完結した条文案として、提出している訳ですから「この部分の条文案を取り下げます。」ということを発言した場合は別論ですが、一切そのようなことはない訳ですから、この条文案を発言したと同様に扱い、取り上げなければならないものなのです。これを、報告書（案）に記載しないということは、あまりにも不公平かつ恣意的な取り扱いです。両論併記としますとの委員会での会長の発言がない場合の項目は、両論併記をしない等というような取り扱いを仮に、なされるとすれば、それは許されるべきものではないと考えます。このような取り扱いは、どなたが見ても、不公平かつ恣意的な取り扱いではないでしょうか。
- (4) 両論併記の整理の仕方は、すでに述べましたように、条文案をすでに提出しておりますので、ここにその条文案を記載すべきであります。
そうでなければ、判断する住民側としては、どのような案が出されたのか分からぬまま、読み進めていくという誠に、住民不在の結果を招来してしまうこととなります。
- (5) 両論併記をしない理由として、資料として「条例案文」は、報告書（案）に添付されているからそれで良いのではないかという、意見があるかも知れませんが、そのような考えは、間違っていると判断します。
なぜならば、これまでの委員会の討論において、この「条例案文」を前提にして、議論している（特に、第15回（平成21年2月17日）会議録、第16回（平成21年2月24日）会議録等参照。）ことから言っても、この条例案文の内容をここに、両論併記として記載されるべきものと考えます。
このような意味からも、報告書（案）の「資料」中にいれて分類することは、適切ではありません。したがって、資料の4・（5）正副会長条例試案、（6）委員提出条例案は、「条例に規定すべき項目、内容」中に、いれるべきと考えます。

5 「主な意見」について

この項目は、「主な」という文言を省いて、「意見」（例えば、「盛り込むべきとの意見」若しくは「盛り込むべきでないとの意見」）として、それぞれの根拠と主張をここに記載すべきものです。

報告書（案）のこの項目の整理の仕方は、読み手に一定の「バイアス」（かた

よった先入観）のかかった方向づけを意図しているような表現方法を用いて、構成されております。

このような表現の仕方は、読み手としての住民に予断を抱かせるものであり、不公平・不正確な記載の仕方ではないかと考えます。

ここでは、「盛り込むことに賛成の意見」、若しくは「盛り込むことに反対の意見」を区別して、それぞれに分けて記載すべきであります。

報告書（案）は、全く整理されておりません。

不正確な「主な意見」の見本を述べれば、

例えば、報告書（案）18頁下から、4行目。

「『個別の条例により』と書くと個別の条例にとらわれることになるし、最高規範性をもつ自治基本条例の位置づけからいっても『情報公開条例により』『個人情報保護条例により』は削除すべきだとという意見に対して、自治基本条例が出来れば、その原則に沿って個別条例の改正も出来るので残すべきだという意見」

このように整理しております。

この整理は、内容的に不正確であると同時に、読み手に結論として否定的に捉えることに、つながりかねない、表現となっております。

ここでの議論の中心は、「情報の共有」、「情報を取得する権利」等を最高規範としての自治基本条例に盛り込む必要があると考えますので、この基本的原則を明記すべきではないかという考えを述べました。なぜかと申しますと、自治基本条例よりも下位に位置づけられるべき個別の「情報公開条例」、「個人情報保護条例」に定めるところにより、としてしまうと、すべてのことが下位の条例に包括的に委ねられてしまう規定の仕方を採用していますので、このままでは自治基本条例の最高規性が没却されてしまうことになるからであります。基本的な事項以外の必要な事項は、別に条例で定めますと自治基本条例の条文に規定すれば何の問題もない訳でありますと、それを「情報公開条例の定めるところにより、」、「個人情報保護条例の定めるところにより、」という包括的規定の仕方ではまずいのではないかと、異議を述べたものであります。

結論としては、それぞれの意見・根拠を明確に区別して記載していただきたいと考えます。

原案にある、「主な意見」という分類で、かつ、「・・・に対して・・・」という表現の仕方では、読み手である住民としては、意味が理解できないのでは

ないかと危惧します。

6 検討経過の記載について

- (1) 検討委員会に、各期日ごとに検討委員から提出された文書及び資料等の名称を具体的に記載願います。
- (2) 事務局から、期日毎に提出された、文書及び資料等の名称等を具体的に記載願います。

7 議事録について

これまで出された議事録の全部を検討委員会委員全員に配付願います。

以上に述べた項目が履行されるようお願い

申し上げます。

そうでなければ、承認できかねます。

〔個別の指摘〕

I 総則

前文

【検討結果】

協議すべき事項です。

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

- (1) 熊本市がどういうまちであるか。
地下水などの環境、熊本城等の歴史的遺産、文化 など
- (2) 熊本市の自治を今後どのように進めていくべきか。
主権者である住民の信託に基づく市政、情報共有、参画、協働 など
- (3) 自治基本条例制定の意義
地方自治の本旨の実現、最高規範性(自治体の憲法といわれている意図がわかるように工夫) など

意見書の内容

あり

資料4・(6)の林・西村委員会案

■ 意見が分かれた項目と内容(両論併記)

- (2) に「公共の福祉の増進に努める」を盛り込むこと

【主な意見】

○主権者である住民の信託に基づいて市政が行われること、自治基本条例を熊本市がつくる決意、自分たちに関わりがある条例であること、最高規範性などを盛り込むべきではないか。

○「信託」については、主権者である住民の信託に基づき市政は運営されているということを是非盛り込むべきだという意見に対して、「当然のことであり、信託された市長や議会がいるから市民の力は必要ないと誤解される可能性もあるので盛り込むべきではない」という意見

○最高規範性を前文に規定することで、自治基本条例が自治体の憲法と言われている意図がわかるように工夫をすべき。

○「公共の福祉の増進」については、「前文」や「基本理念」にどこでもいいので盛り込んでもらいたいという意見に対して、「公共の福祉」の概念を自治基本条例に入れるのは、権利を阻害される危険性があるので、盛り込むべきではないという意見

1 目的

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

(条例に規定する内容を明らかにするもの)

- (1) 自治の基本理念を明らかにすること。
- (2) 市民と市議会と市の執行機関等の役割を定めるること。
- (3) 自治を推進するための基本原則を定めるること。

(最終目的)

- (1) 地方自治の本旨に基づく自治を推進し、住民の福祉の実現を目指すとともに個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すこと。

(以下同じ)

再協議
すべき

【主な意見】

○「自治基本条例が自治体の憲法として…」と盛り込むべきという意見に対して、憲法という言葉を安易に使うべきではないという意見

○熊本市における自治の基本理念、自治運営の基本原則を明らかにすることを、目的に盛り込むべき。

○信託により選ばれた市議会、市長の役割、責務を明確にすることを、目的に盛り込むべき。

○住民自治による情報の共有と、住民参画、協働の市政運営を盛り込むべきとの意見に対して、「参画・協働」については「自治の基本原則」に書き込めばよいとの意見

○日本国憲法に規定する、地方自治の本旨に基づく自治の推進を、目的に盛り込むべき。

○「信託」は、市民にわかりにくいとの意見

○「住民の福祉の実現」を盛り込むべき。

2 治の基本理念

【検討結果】

意見を取り扱う。

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

地方自治の本旨に基づき、住民自治を拡充・推進しつつ、団体自治を確立していくため、次の基本理念を掲げる。

(1) 国、県との対等な関係

熊本市自らの意思と責任のもとで自立した市政が行われること。

(2) 情報共有、信頼、協働

市民、市議会及び市の執行機関等が、相互に情報を共有し、信頼し合い、協働して市政が進められること。

(3) 人権の尊重

一人ひとりの人権を尊重すること。

(4) 住民主権と信託に基づく市政

主権者である住民の意思を適切に反映した市政が行われること。

(5) 市民の自発的、積極的な参画

市民の自発的、積極的な参画により市政が進められること。

■ 意見が分かれた項目と内容(両論併記)

「(6) 持続可能な循環型社会の実現

持続可能な循環型地域社会を実現すること。」を盛り込むこと

【主な意見】

○国や県との対等な関係で、自立した市政運営、団体自治の実現と住民自治の原則を謳いこむ必要がある。

○自治の基本理念を体系化し、「住民主権の明確化」「信託に基づく市政」「人権の尊重と福祉の増進」「持続可能な循環型地域社会の実現」「市と県、国の対等な関係」を基本理念に定めるべき。

○「持続可能な循環型地域社会を実現すること。」については、安全な社会を次世代に引き継ぐことや地域資源の有限性などが問題にもなっているので、「目的」又は「基本理念」に盛り込むべきではないかという意見に対して、個別分野の目標としては大切なことだが、まちづくりには色々な項目があり、この項目だけを盛り込むことには違和感があるという意見

3 自治運営の基本原則

【検討結果】

意見多いより。

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

- (1) 情報共有の原則
- (2) 参画の原則
- (3) 協働の原則

再協定

■ 意見が分かれた項目と内容(両論併記)

- 「(4) 説明責任の原則」を盛り込むこと

すべき

■ 今後検討してもらいたい項目

- 「住民自治の原則」を盛り込むこと

【主な意見】

○自治運営の基本原則として「住民自治」を掲げるべきという意見に対して、大きな概念である「住民自治」を運営の基本原則として掲げるのは矮小化するのではないかという意見

○住民自治については、自治の基本理念にも書いてあるのでもう一度入れる必要があるのか。

○説明責任の原則については、参画と協働を進める時代だからこそ、NPO等の公共的団体にも説明責任を求めるべきという意見に対して、NPO等の公共的団体に負わせるのは好ましくなく、説明責任は基本的に税金をもらっている市の執行機関等が負うべきものなので「自治運営」ではなく「市政運営」で盛り込めばいいのではないかという意見

○説明責任の原則についてはNPO法人も情報公開することで説明責任を果たしていると思うが、法人格をもたないボランティア団体や自治会に行政や議会と同じような責務は発生しないのではないか。

○説明責任の原則については、小さな団体にまで説明責任を負わせるというのは、ちょっと強権的すぎるのではないか、どんな小さな団体でも説明責任は有ると思うが、ボリュームについてはその団体にお任せすればいいのではないか。わざわざ条例で謳う必要がないという意見

4 定義について

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

(1)については、両論併記

(2)については、両論併記

(3) 市の執行機関等

①市長②教育委員会③選挙管理委員会④人事委員会⑤監査委員
⑥農業委員会⑦固定資産評価審査委員会⑧公営企業管理者⑨消防長

(4) 参画

施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加すること。

(5) 協働

同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、できる範囲において役割と責任を担い、協力すること。

(6) 市政

市議会、市の執行機関等が行う全ての活動

(7) 自治

住民が、地方自治体である熊本市を、自ら治めることをいう。

(8)については、両論併記

意見書 あります。

再協定

かへき

(市民の意義)

■ 意見が分かれた項目と内容(両論併記)

(1) 住民

①熊本市の区域内に住所を有する者

(2) 市民

①熊本市の区域内に住所を有する者

②熊本市の区域内に通勤する者

③熊本市の区域内に通学する者

④熊本市の区域内で事業を営むもの

⑤熊本市の区域内で活動するもの

(1) 住民

熊本市の区域内に住所を有する者

(2) 通勤・通学者

熊本市の区域内に通勤し若しくは通学する者

(3) 事業者等

熊本市の区域内で事業を営み又は活動を行う個人
若しくは法人その他の団体

*以下、記載されている「市民」は、「住民」となるが、
その記載は省略する。

(8) まちづくり

自らが生活し、又は活動している地域を
はじめとして、わたしたちが暮らす熊本市
を魅力的でより快適にしていく活動

(8) 地域づくり

良好な環境及び住みよい地域づくりを目指して
行う市、住民、通勤・通学者及び事業者等の行う
地域における活動

*以下、記載されている「まちづくり」は、「地
域づくり」となるが、その記載は省略する。

意見書あります。

【主な意見】

- 「市民」は使用せず、地方自治法に規定されている「住民」と「通勤する者」「通学する者」「事業を営むもの」「活動するもの」には権利関係に濃淡があるので、分けて定義すべきという意見に対して、実際熊本市のまちづくりに関わっている中で、「住民」と「住民以外（「通勤する者」「通学する者」「事業を営むもの」「活動するもの」）」を分けて書くべきではないという意見
- 「まちづくり」という概念が「市政」より広い概念になっているのは、地方自治法第157条（公共団体等の監督）という規定からも違和感があるので、「地域づくり」とすべきではないかという意見に対して、「まち」は社会システムとしてあるので、「まちづくり」を定義すべきという意見
- 「自治」についても定義（住民が、地方自治体である熊本市を、自ら治めることをいう。）すべき。

II 役割

1 市民の権利と責務

【検討結果】

意見書(お)。

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

(1) 市民の権利

市民は、日本国憲法及び法令に定める権利、義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、市民は次の権利を有する。ただし、住民以外の市民の権利は、法令又はその性質上保有できる権利とする。

- ① 市の執行機関等及び市議会に対して、情報を求める権利
- ② 市政に参画する権利
- ③ 市政に関し意見を表明し、提案する権利

(2) 市民の責務

自治の基本理念を実現するため、次の責務を果たします。

- ① 市政への参画に当たっては、自らの発言と行動に責任をもつ。(義務規定)
- ② 市政への積極的な参画(努力規定)
- ③ 自らまちづくりに取り組む(努力規定)
- ④ 市内で事業を営むもの及び市内で活動するものは、その事業または活動が社会生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、地域社会との調和に努め、暮らしやすい地域社会の実現に寄与する。(努力規定)

■ 意見が分かれた項目と内容(両論併記)

市民の権利に、「協働請求権・協働諾否権」を盛り込むこと

市民の権利に、「憲法や法令に規定してある権利」も盛り込むこと

(2)の④から「市内で活動するもの=NPO等」を除くこと

【主な意見】

○「一人ひとり、個人が個人として尊重されるということ」「平和で良好な環境の下で自らの生命、自由、幸福を追求する権利」「安心・安全で、良好な自然的、社会的、文化的環境のもとで生きる権利」「市政に関して説明を求める権利及び学習する権利」などは自治を進めていく上で非常に大事な権利なので盛り込むべきという意見に対して、憲法や他の法令で保障されている権利については逐条解説に記載すればいいのではないかという意見

○地下水は市民共通の財産で「公水」であることから、「地下水の浄水享受権」を市民の権利として盛り込むべきという意見に対して、地下水を供給してくれるのは熊本市以外の方なので、市民の権利にいれるのはそぐわないのではないか、また盛り込むとすれば地下水保全条例で検討すべきではないかという意見

意見書を「あり」。

○「協働請求権・協働諾否権」を市の仕事を下請け的に強制されることがないように盛り込むべきだという意見に対して、民民協働も含めてそれが対等な立場でお互いが役割と責任を分担して行うのが協働なので、盛り込む必要がないという意見

○市民の責務で、事業を営むもの(事業者)と活動するもの(NPO・ボランティアグループ)が「社会生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに」となっているが、NPO・ボランティアグループに事業者と同じ責務を課すのはいかがなものかという意見に対して、NPO・ボランティアグループも責任をもって行動すべきだという意見

2 市議会の役割

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

(1) 市議会の役割

- 市議会は、地方自治法に定める権限を有するとともに、以下の役割を担います。
- ① 市政運営を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政の実現（努力規定）
 - ② 広範な市民の意見の聴取や集約（努力規定）
 - ③ 分かりやすく開かれた議会運営（努力規定）

(2) 市議会議員の責務

- ① 政策の提案及び立法に関する活動を行うこと（努力規定）
- ② 市民の信頼に応え、誠実に職務を行うこと（努力規定）
- ③ 説明責任を果たすこと（努力規定）

【主な意見】

○市議会において「議会基本条例」を是非作っていただきたいという意見、機運も盛り上がってきており必要だと認識しているという意見

○反問権、委員会もしくは本会議における提案者の意見交換、市議会への住民参加を盛り込むべきではないか。

○多角的に色々な意見を出し合ってルール化していくことを謳いこんでおけばいいのではないか。

3 市の執行機関等の役割

【検討結果】

意見書あり。

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

(1) 市長の責務

市長は、地方自治法に定める権限を有するとともに、市の代表として、公平及び公正かつ誠実に、透明性の高い市政運営を行う。(義務規定)

(2) 市の執行機関等の役割

① 公平及び公正かつ誠実に、透明性の高い市政運営を行う。(義務規定)

② 市民の意向や地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質や市民の満足度を高める。(努力規定)

(3) 職員の責務

① 市の執行機関等の役割を担うとともに、以下の責務を担います。

② 全体の奉仕者として、市民の視点に立って職務を行う。(義務規定)

③ 自己研さんに励む。(努力規定)

■ 意見が分かれた項目と内容(両論併記)

「市長の設置」「執行機関の連携協力」を盛り込むこと

【主な意見】

○「市長の設置」については、自治体を積極的に自ら創設するという考え方から、再定義する必要があるとの意見に対して、自治法等に規定があるので盛り込む必要がないという意見

○、「執行機関の連携・協力」についても盛り込むべきという意見に対して、地方自治法等に規定があるので盛り込む必要がないという意見

○「公正」の中に「公平」も入るのではないかという意見

○「信託」という言葉について、市長が主権者である市民の信託によって選ばれていることや、補助機関も住民の信託に由来することを明記する必要があるという意見に対して、「信託」については前文などに入れるのでここでは必要ないとの意見

○信託という言葉より、「市の代表として」ということで十分ではないか。

○市長は市民に対して、達成状況を報告すべきという意見や職員の責務として地域課題を発見し解決していく政策能力、実務能力が必要ではないか。

III 市政運営

1 市政運営の基本原則

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

意見も(いおり)。

(1)市の執行機関等及び市議会は、以下の原則に基づき市政運営を行うこととする。

- ① 自治の基本理念、自治の基本原則にのっとった市政運営を行うこと。
- ② 健全な財政の下で、総合的かつ計画的な市政運営を行うとともに、事務処理をするにあたっては、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めること。
- ③ 市民に対しての説明責任を果たすこと。

■ 意見が分かれた項目と内容(両論併記)

「市政運営の基本原則」とする

「行政運営の基本原則」とする。

※以下「市政運営」は「行政運営」となるが、その記載は省略する。

【主な意見】

○議会を含んで市政運営とすべき。理由としては、「執行」は行政の役割、執行状況をチェックするのは議会の役割であり、議決まで含めて「市政」と定義しているので、「市政運営」で統一したらどうかという意見や行政だけで決めていては駄目だから議会がもっとチェックしていこうという意味で「市政運営」とすべきではないかという意見

○議会を含まない意味で行政運営とすべき。理由としては、議会の議決は地方自治法上だけの話で、議会との関係よりも行政運営の基本原則を主たるものとして住民に明確にする必要があるので「行政運営」とすべきという意見や市政運営の内容として「総合計画」「財政運営」「行財政改革」「組織体制」などいわゆる行政の仕事が並んでおり、「行政運営」とすべきという意見

○「熊本市経営戦略会議において決定します」という、最高意思決定機関を明記すべき。

○「住民の権利の擁護と福祉の増進を目的として行わなければなりません。」という目的を明記すべきではないか。

○出資団体等の規定を盛り込むべきではないか。

○「最少の経費で最大の効果」については、最少の経費が先行してしまい最適でない場合がある。最少を謳うのであれば一人歩きしないようにしなければならないと。

2 総合的かつ計画的な市政運営、効率的で効果的な行財政運営

【検討結果】

意見書のとおり

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

(1) 総合的かつ計画的な市政運営

- ①市は、総合的かつ計画的な行政運営を推進するための基本構想を定めるとともに、これを実現するための基本計画、実施計画をとりまとめ、総合計画を策定する。(義務規定)
- ②市の執行機関等は、総合計画の策定に当たっては、市民参画の手続を踏まえ、市民の意見を適切に反映するとともに、市民への周知を図る。(努力規定)
- ③市の執行機関等は、総合計画の進行管理に当たっては、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させる。(義務規定)
- ④市の執行機関等は、行政評価の実施に当たっては、市民参画の手続を踏まえるとともに、その結果について広く市民に公表する。(義務規定)

(2) 効率的で効果的な行財政運営

- ①市の執行機関等は、不断に行財政改革に取り組み、効率的で効果的な行財政運営を行う。(義務規定)
- ②市の執行機関等は、行財政改革の進行管理を適切に行い、市民に公表する。(義務規定)
- ③市の執行機関等は、財政状況について市民にわかりやすい資料を作成し、市民に公表する。(義務規定)

■ 意見が分かれた項目と内容(両論併記)

P63、P64 の「A」の部分を盛り込むこと

【主な意見】

○総合計画を「最上位の計画」という明記すべき。

○総合計画の進行及び点検・評価・改善・見直しを審議するための第三者機関として、総合計画進行評価委員会や財政健全化推進委員会を盛り込むべきという意見に対して、必要性はあるが自治基本条例に盛り込む必要があるのかという意見

○総合計画は、「市民参画の手続を踏まえ」となっているが、どういうものを参画の対象にするのかを「参画と協働のまちづくり条例」で考えていくべき。自治基本条例の中では詳細までは書けないのではないかという意見

○総合計画については、「熊本市総合計画策定に関する訓令」があるので、自治基本条例は原則を書けばいいのではないか。

○財政運営で「健全で透明な財政運営」「財政運営に係り公表するものを具体的に明記」「財産管理の規定」を明記すべき。

○財政運営の効率的推進を図るために、第三者機関として財政健全化推進委員会を設置すべき。

意見書のとおり。

- 詳細な「行政評価」「行政改革」の規定を盛り込むべき。
- 行政評価の適正かつ透明性を図るため、第三者機関として行政評価委員会を設置すべき。
- 第三者機関については、権限が規定されていないと、役に立たないという意見
- 行政改革、行政評価、総合的サービス、財政運営、組織運営の明記と共に、行政の中でどこが最高意思決定機関なのかなどを盛り込むべき。特に財政運営については、予算編成過程や連結決算などを盛り込むべき。
- 市民が自治活動を行っていけば、行政効率が高まり、行財政改革にも繋がっていくという側面があるのではないか。
- 市政運営の方法は、時代によって手法が変わる可能性もあるので、自治基本条例には理念やあり方を規定し、それを念頭に置いて具体的な手法を更に考えていくという形が効果的なので、基本的な事項のみを盛り込むべき。

意見との取り扱い。

3 組織体制、人事体制、審議会等、総合的な行政サービス

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

(1)組織体制

①市の執行機関等は、効率的で機能的な組織体制を整備する。(義務規定)

(2)人事体制

①市の執行機関等は、適正な人事評価及び配置を行う。(義務規定)

②市の執行機関等は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図る。(義務規定)

(3)審議会等

①市は、必要に応じ審議会等を設置する。

②市の執行機関等は、審議会等の委員については、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任する。(努力規定)

(4)総合的な行政サービス

①市の執行機関等は、部局の連携を図り、総合的な行政サービスを提供する。(義務規定)

■ 意見が分かれた項目と内容(両論併記)

(5) に、「自治体法務」を盛り込むこと

【主な意見】

○自治体法務については、職員の法務能力の低下は否めないので、明確に位置づけ盛り込むべきという意見に対して、必要性はあるが色々な能力が必要な中、敢えて「自治体法務」だけを盛り込む必要はないという意見。

○審議会の公募委員の選考については、学識経験者を含む専門的な第三者選考委員会が公平に選考し、選考基準を示すこと、採用された人の論文の公表を盛り込むべきだという意見や審議会の説明資料については分かりやすくすべき。

○審議会等については、「参画と協働によるまちづくり条例」の中で整理し、自治基本条例で詳細に書かなくていいという意見や審議会によって位置づけが違うので自治基本条例で明文化しておくのがいいかは疑問という意見。

意見あるとおり。

4 行政手続、意見等の取り扱い、苦情処理機関の設置、説明責任、公益通報制度

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

(1) 行政手続

- ①市の執行機関等は、別に条例の定めるところにより、適切に行行政手続を行い、
市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益を保護する。(努力規定)

(2) 意見等の取り扱い

- ①市の執行機関等は、市民の市政に関する意見、提案、相談、要望、苦情に対し、迅速かつ誠実に対応する。(努力規定)
②市の執行機関等は、前項の対応の経過や結果等について記録を行い、公開する。(義務規定)

(3) 苦情処理機関の設置（公的オントスマン制度）

- ①市の執行機関等は、市民の行政運営に関する苦情を処理するための第三者機関を設置する。
(努力規定)

(4) 説明責任

- ①市の執行機関等及び市議会は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市政運営に関する情報を、市民にわかりやすく説明する。(義務規定)

(5) 公益通報制度

- ①市の執行機関等は、公益通報を受ける体制を整備する。(義務規定)
②市の執行機関等は、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じる。(義務規定)

【主な意見】

○公的オントスマン制度については、委員数を3名とする規定、「これを尊重し、誠実かつ適切に実行しなければならない」という規定、「識見を有する市の職員以外の者を専門調査員として委嘱する」という規定、「協力する義務を負う」という規定、「年次報告を作成する」という規定を詳細に盛り込むべきという意見に対して、詳細については別途規定すればいいのではないかという意見

○外部監査制度については、地方自治法に規定があるので、敢えて自治基本条例に盛り込まなくてもいいという意見に対して、適切な専門知識を持った専門家に監査させるという規定を盛り込むべきという意見

○災害に対する対応を盛り込むべきではないかという意見と、非常に重要だが盛り込む場所が、「市政運営の基本原則」ではフィットしないのではないかという意見

再協議
(出資団体の想定から)

意見をもとおつ。

IV 情報共有・参画・協働

1 情報共有

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

(1) 情報共有

- ①市の執行機関等及び市議会は、市政運営に関する情報が、市民との共有財産であることを認識する。(義務規定)
- ②市の執行機関等及び市議会は、情報公開条例に定めるところにより、市政運営に関する情報を市民に公開するとともに、積極的かつ迅速に提供する。(努力規定)
- ③市民は、市の執行機関等及び市議会に、まちづくりに関する情報を積極的に提供する。(努力規定)
- ④市の執行機関等は、情報提供に関する新たな仕組みを整備する。(努力規定)

(2) 個人情報保護

- ①市の執行機関等及び市議会は、個人情報保護条例に定めるところにより、個人情報を適正に管理するとともに、適切な保護措置を講じる。(義務規定)

■ 意見が分かれた項目と内容(両論併記)

「情報公開条例により」「個人情報保護条例により」を削除すること

【主な意見】

- 情報に関する市民の権利として「情報を求める権利」ではなく「情報を取得する権利」とすべき。
- 情報を取得する権利については、情報の線引きが明確でないままに権利だけが拡大することには疑問があるという意見や「権利」とすると不開示情報もあり非常に難しいのではないかという意見
- 不開示情報は、個人情報保護条例で規定すればいいという意見
- 基本的人権としての個人の尊厳を確保するための個人情報の開示や、訂正請求を権利として認める必要があるという意見
- 情報公開・説明責任についても、市民に分かりやすく具体的に説明するところまで条例に盛り込むべき。
- 「行政の意思決定過程の情報の共有」については、「課題・目的の設定及びその背景、経過、理由」「検討した他の複数の政策・計画案の内容及び決定の理由」「他の自治体の類似する政策・計画

意見あるとおり。

等との比較検討状況」「総合計画における位置づけ」「当該政策・計画に関係ある法令及び条例等」「政策・計画等の実施にかかる予算・財政等の状況」「将来にわたる政策・計画等のコストの計算結果」「政策・計画等にかかる住民参加の状況」の情報を公開及び提供することを明確に盛り込むべきではないか、詳細は情報共有を推進する中で精査していけばよい、又、「参画と協働によるまちづくり条例」に書けばいいのではないか。

○情報公開・情報推進の原則は、迅速、公表、公開、提供を原則として明記する必要があるのではないか。

○「情報の収集及び管理」についても盛り込むべきだという意見に対して、個別の規定があるので盛り込まなくていいという意見

○「個別の条例により」と書くと個別の条例にとらわれることになるし、最高規範性をもつ自治基本条例の位置づけからいっても「情報公開条例により」「個人情報保護条例により」は削除すべきだという意見に対して、自治基本条例が出来れば、その原則に沿って個別条例の改正も出来るので残すべきだという意見

2 参画

【検討結果】

意見ある（おり）

再協力する

参画を持続的（じつせきてき）に進める

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

(1) 参画の原則

- ①市民、市議会及び市の執行機関等は、参画による市政運営及びまちづくりに取り組む。(義務規定)
- ②参画による市政運営及びまちづくりは、男女が共同して取り組む。(義務規定)

(2) 市民参画のための仕組み

- ①市の執行機関等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画のための仕組みを整備(義務規定)
- ②市の執行機関等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施する。(義務規定)
- ③市の執行機関等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させる。(努力規定)

(3) 青少年・子どもの参画

- ①青少年・子ども(未成年の市民をいいます。以下同じ。)は、市政運営及びまちづくりに参画する権利を有する。
- ②市民、市議会及び市の執行機関等は、青少年・子どもが参画するための環境づくりを行う。(努力規定)

【主な意見】

- 「参画推進の原則」「住民参画制度の確立」「参画の形態」「住民参画推進評価委員会」「パブリックコメントの際の市の職員の住民への直接説明」などを詳細に規定すべき(P68「B」に詳細)という意見に対して、「参画と協働によるまちづくり条例」で詳細に定めるべきという意見
- 「住民参画推進評価委員会」と「自治推進委員会」との役割分担が課題ではないか。
- 「青少年・子どもの参画」については、権利だけではなく責務も規定すべき。

第三者機関の設置なし

3 協 働

【検討結果】

意見書の考え方。

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

(1)協働の原則

- ①市民、市議会及び市の執行機関等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働により市政運営及びまちづくりに取り組む。(義務規定)

(2)協働のための仕組み

- ①市の執行機関等は、市政運営及びまちづくりを協働で進めるための仕組みを整備する。(義務規定)
②市の執行機関等は、公共の利益や社会貢献を目的として自主的、自発的に活動する市民活動団体(自治会等の地域団体、N P O 法人その他の市内において活動を行う団体をいう。以下同じ。)と連携を図る。(義務規定)

(3)参画と協働によるまちづくり条例

- ①その他必要な事項は、別に条例で定める。

【主な意見】

- 「協働」については、「参画と協働によるまちづくり条例」で詳細に定めるべきではないか。
- 第三者委員会として「協働推進委員会」を規定すべきとの意見に対して、「参画と協働によるまちづくり条例」の中で位置づければよいとの意見
- 「協働推進評価委員会」については、「自治推進委員会」との役割分担を検討しながら、必要性についても考えればよいのではないか。

4 コミュニティ(地域のまちづくり)

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

意見書のとおり

再協定あります。

(1) コミュニティ(地域のまちづくり)

- ①市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、地域社会を多様に支え合う自立的で自立的な地域のまちづくりを行う。(努力規定)
- ②市民は、地域のまちづくりを行うに当たっては、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進める。(義務規定)
- ③市の執行機関等は、市民による地域のまちづくりが推進されるよう支援する。(義務規定)

■ 今後検討してもらいたい項目

コミュニケーション(地域のまちづくり)のあり方。

【主な意見】

○合併特例区長の公選制についての規定を定めるべきではないかという意見に対して、合併特例区に関しては、関係市長村との協議、それぞれの議会の議決等が必要なので、一般的な形として自治基本条例で定めるのは適切ではないので盛り込まないほうがいいという意見

○校区自治協議会や合併も含めて、本当に自治をどうすべきかを課題として捉えて、この条例の後に検討すべきであり、この条例の中では理念だけを述べざるを得ない。

○住民自治を明確にするためにも、自治区の長については、住民による選挙で選ぶべきではないか。

○学校は、地域づくり、まちづくりと密接に関わっているので、地域における学校の位置づけを明確にすべきではないか。

都市内分権から
記載されていません。

V 住民投票

1 住民投票

【検討結果】

意見書のとおり。

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

(1) 住民投票

- ①市長は、市政に係る重要事項について、直接市民の意思を把握するため、その事項ごとに定められる条例により、住民投票を実施することができる。
- ②市長は、住民投票の結果を尊重する。(義務規定)

(2) 住民投票の請求及び発議

- ①市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。
- ②市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。
- ③市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。

■ 今後検討してもらいたい項目

住民投票の実施についての具体的な内容

雨論年記の
記載なし

【主な意見】

- 住民投票の結果は拘束されることを盛り込むべき。
- 請求者を満18歳以上、定住外国人を含むとすることや、一定の連署をもって常設型になる場合を規定すべき。
- 自治意識が高まれば住民投票の問題も起きてくる。具体的なことまで今決めるべきではないという意見
- 住民投票の実施についての具体的な内容は、今後の検討課題とすべき。

VI 国、他の地方公共団体等との連携・条例見直し等

1 国、他の地方公共団体等との連携

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

意見書のとおり

①

(1)国、他の地方公共団体等との連携

- ①市は、国及び県と共に課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力し連携に努める。(努力規定)
- ②市は、広域的な課題の解決を図るため、近隣の地方公共団体と連携し、地域全体の発展に努める。(努力規定)
- ③市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努める。(努力規定)

多くの団体の連携
の実現を期す
旨

西端洋志の記入
旨

2 自治推進委員会、最高規範性、条例の見直し

意見多いとおり。

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

(再協議すべき。)

(1)自治推進委員会

- ①市長の附属機関として熊本市自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置する。(義務規定)
- ②委員会は、市長の諮問に基づき、自治運営の基本原則に関する重要事項を審議する。(義務規定)
- ③委員会は、前項に規定するもののほか、自治運営の基本原則に関する重要事項について市長に意見を述べることができる。
- ④委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。(義務規定)

(2)最高規範性

- ①他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図る。各種計画の策定、見直し及び運用においても同様とする。(義務規定)
- ②市民、市議会及び市の執行機関等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努める。(努力規定)

(3)条例の見直し

- ①市長は、条例施行後、4年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じる。(義務規定)
- ②市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画の手続を踏まえる。(義務規定)

(4)附則

- ①施行日
- ②その他必要事項

■ 意見が分かれた項目と内容(両論併記)

自治推進委員会の審議事項を
「自治運営の基本原則」とする。

自治推進委員会の審議事項を
「自治運営の基本原則」に加えて
「自治の基本理念」「自治の推進に関する事項」とする。

【主な意見】

○自治推進委員会の設置目的に「自治の基本理念」「自治の推進に関する事項」を追加、「委員数を15人以内という規定」、「任期を2年という規定」、「自治推進委員会に要望等を提出することができるという規定」、「要望等を直接意見を交換した上、審査・検討し、その結果を提案者に直接説明するという規定」、「自治推進委員会の会議は、少なくとも年12回開催するという規定」を盛り込むべき。

○自治推進委員会の役割は、情報共有、参画、協働の推進を検討することとし、前述の参画や協働の第三者委員会は設置すべきでない。

○自治推進委員会の役割は、規則で定めてはどうか。

○条例、規則、要綱等を体系的にまとめることが必要という意見や新しい条例をつくる場合、市民が一緒に作っていく道筋のようなものが必要ではないか。